

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.1

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Australia, Austria, Eritrea, France, Italy, Libya, Norway, South Africa, South Korea, Syria, Ukraine, United Kingdom and Venezuela

第 80 回国連総会第一委員会は、

国連決議 A/RES/78/241 を想起し、

ウィーン会議を想起し、

全世界で急速に AI の開発が行われている現状を認識し、

AI に対する不適切な学習によって人権侵害や不適切な軍事攻撃が発生する可能性があることを遺憾に
思い、

AI による誤った情報が蔓延する可能性を不安に思い、

生成 AI による大規模な人権侵害及び軍事 AI の無差別的で危険な使用に対処する機関がない現状を懸
念し、

AI による攻撃について透明性が確保できていない現状を遺憾に思いながら言及し、

年少者における正しい判断力が不足し、責任能力が成人に比べ不足していることを考慮し、

全世界で共通の AI の平和利用に向けた取り組みが継続的に必要であることを強調し、

急速的な AI 開発、使用が誤作動が発生させかねないことを不安に思い、

AI の誤作動による民生への被害が発生している現状を遺憾に思い、

AI によるデマ情報などの問題が発生する可能性を留意し、

AI の誤作動に関する責任基準が確定していないことを考慮し、

1. 自律型致死兵器システムなどの AI 軍事技術の応用が、民間人攻撃を含む無差別攻撃の危険があるこ
とを改めて確認する；
2. 「意味ある人間の関与」の原則を改めて確認し、全世界の共通認識とする；
3. 加盟国に対し、以下の内容を含んだ AI の倫理的な利用に関する国際ガイドラインの作成への協力及
び順守を要請する：
 - a. 生成 AI の道義的な利用、
 - b. 人間による意思決定の重要性の確認、
 - c. AI の判断プロセスの透明化、
 - d. AI 利用目的の明確化、

- e. 個人のプライバシーの尊重とデータ保護の促進,
 - f. すべての無人ロボットによる軍事行動への人間の介入,
 - g. 軍事 AI による民間人及び兵士への攻撃の禁止;
 - h. 誤作動発生時の責任の明確化;
 - i. AI の平和的な技術利用の促進との両立;
- 4. 加盟国政府に対し、AI 提供者に AI 生成物の一部に AI 生成物だとわかる符号の設置を行うよう依頼する;
 - 5. 国際連合事務総長に対し、AI 全般の安全な利用を継続的にモニタリングする新たな機関を設立するよう要請し、以下の機能を付帯する;
 - a. 人間による雇用の安定性の確保;
 - b. AI の使用の情報共有;
 - 6. 加盟国に対し、軍事 AI の透明性の確保、責任追及能力の向上のため、以下の施策を行うよう要請する:
 - a. 軍事 AI の使用状況の記録,
 - b. 有事の際の国連内に新たに設置する機関及び国際司法裁判所への使用記録の提出;
 - 7. 各国に対し、各国の成人年齢以下の人権侵害の可能性のある AI 利用を禁止するよう要請する。
 - 8. 加盟国に対し、本会議の 5 年後に同議題の会議を国際連合総会第一委員会で開催するよう呼びかける;
 - 9. 加盟国政府に対し、AI の誤作動及びそれによる被害を最大限減らす取り組みを行うよう要請する;
 - 10. 国連内に新たに設置する機関に対し、誤作動によって大規模な民間への損害が発生した場合に、迅速かつ、適切な措置を行うよう要請する;
 - 11. 加盟国に対し、国家での AI の使用により人道上または人権上の重大な問題が発生した場合は、国連内に新たに設置する機関または国際司法裁判所に付託するよう促す;
 - 12. 加盟国及び新たに国連に設置する機関に対し、以下の対策充実度に応じて、開発元、提供者、使用者への責任、被害対応措置を課すよう強く促す:
 - a. 誤作動による被害の事前予測,
 - b. 製造段階においての事故防止措置,
 - c. 安全点検等の事前に講じたリスクヘッジ,
 - d. 誤作動発生時の対応措置の用意.